

自動車整備分野育成就労協議会 運営規程

国自整第122号

令和8年8月13日

自動車整備分野育成就労協議会規約第10条に基づき、本運営規程を定める。

(地方協議会の設置)

第1条 事務局は、必要と認める場合においては、地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）の単位において、地方協議会を置くことができる。

2 地方協議会の運営に係る事項は、別途これを定める。

(入会の届出)

第2条 自動車整備分野育成就労協議会規約（以下「規約」という。）第9条第1項に規定する届出は、育成就労実施者にあつては、育成就労外国人を受け入れる事業場ごとに、当該事業場を管轄する地方運輸局等に協議会第1号様式及び別表第1を、監理支援機関にあつては、監理支援機関の所在地を管轄する地方運輸局等に協議会第2号様式及び別表第1を、それぞれ持参又は郵送することにより行う。

2 規約第9条第3項に規定する回答は、第1項の届出を受けた地方運輸局等において、交付又は郵送により行う。

3 前項の規定による郵送による回答を希望する者は、届出の際に返信用封筒を添えるものとする。

(変更の届出)

第3条 規約第9条第2項に規定する届出は、同条第1項の届出を行った地方運輸局等に協議会第5号様式を持参又は郵送することにより行う。ただし、所在地の移転により別の地方運輸局等の管轄する区域に移転することとなる場合は、当該所在地を管轄する地方運輸局等へ届出を行う。

2 規約第9条第3項に規定する回答は、第1項の届出を受けた地方運輸局等において、交付又は郵送により行う。

3 前項の規定による郵送による回答を希望する者は、届出の際に返信用封筒を添えるものとする。

(構成員資格の証明)

第4条 規約第9条第4項に規定する書面の発行を受けようとする者は、育成就労実施者にあつては協議会第3号様式を、監理支援機関にあつては協議会第4号様式を同条第1項の届出を行った地方運輸局等に対し持参又は郵送することにより申請を行う。

2 前項の書面の発行は、届出を受けた地方運輸局等において、交付又は郵送により行う。

- 3 前項の規定による郵送による回答を希望する者は、申請の際に返信用封筒を添えるものとする。

(退会の届出)

第5条 規約第9条第5項に規定する届出は、同条第1項の届出を行った地方運輸局等に対し協議会第6号様式を持参又は郵送することにより行う。

(情報の公表)

第6条 協議会の資料は、個人情報の保護等の措置が必要な場合を除き、原則公表する。

(書類の保存及び処分)

第7条 協議会に関する届出その他の書類の保存期間は、5年とする。

- 2 前項の保存期間は、取得又は作成の日の年度末の日から起算する。

(構成員の遵守事項)

第8条 協議会の構成員は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 育成就労外国人の個人に係る情報その他適切に保護することが望ましい情報の保護を適切に行うこと。
 - 二 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律その他法令を遵守すること。
 - 三 他の機関に雇用されている育成就労外国人若しくは技能実習生に対する引き抜き又はその幫助をしないこと。
 - 四 育成就労外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請に従うこと。
 - 五 協議会の定める届出を適切に実施すること。
 - 六 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること（育成就労実施者及び監理支援機関（以下「育成就労実施者等」という。）に限る。）。
 - 七 協議会の行う調査等に対する必要な協力を実施すること（育成就労実施者等に限る。）。
 - 八 自動車整備分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと（育成就労実施者等に限る。）。
 - 九 育成就労実施者は、転籍制限期間を1年とする場合を除き、協議会において定める基準を満たす待遇向上策を確実に実施すること。
 - 十 協議会の定める行動規範を遵守すること（育成就労実施者等及び事業者団体に限る。）。
- 2 協議会は、その決議により、前項の事項を遵守しない育成就労実施者等を退会させることができる。